

第4章 社会的養護について

本章では、相談・通告を受け、調査の結果、家庭での養育が困難と判明した子どもについて、里親や児童養護施設等への措置により行う社会的養護について記述する。

1 社会的養護の全体像

社会的養護とは、保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。

社会的養護を適用する子どもは、一時保護を経て、里親・ファミリーホーム入居による「家庭養護」又は児童養護施設等入所による「施設養護」として措置委託となる。

どのような施設等で、どのような保護・支援を受けることが子どもにとって最善かについては、児童相談所が専門的知見に基づいて決定することになるが、対象の子どもの家庭に対しても、当該家庭の状況（ひとり親世帯、保護者が精神疾患等）に応じた支援が必要であり、社会的養護適用前から適用後に至るまで関係機関による支援の検討・実施が必要になる。

社会的養護を適用する子どもの動きを図1に、社会的養護に至るまでの児童相談所における手続の流れを図2に示す。

図1 社会的養護を適用する子どもの動き

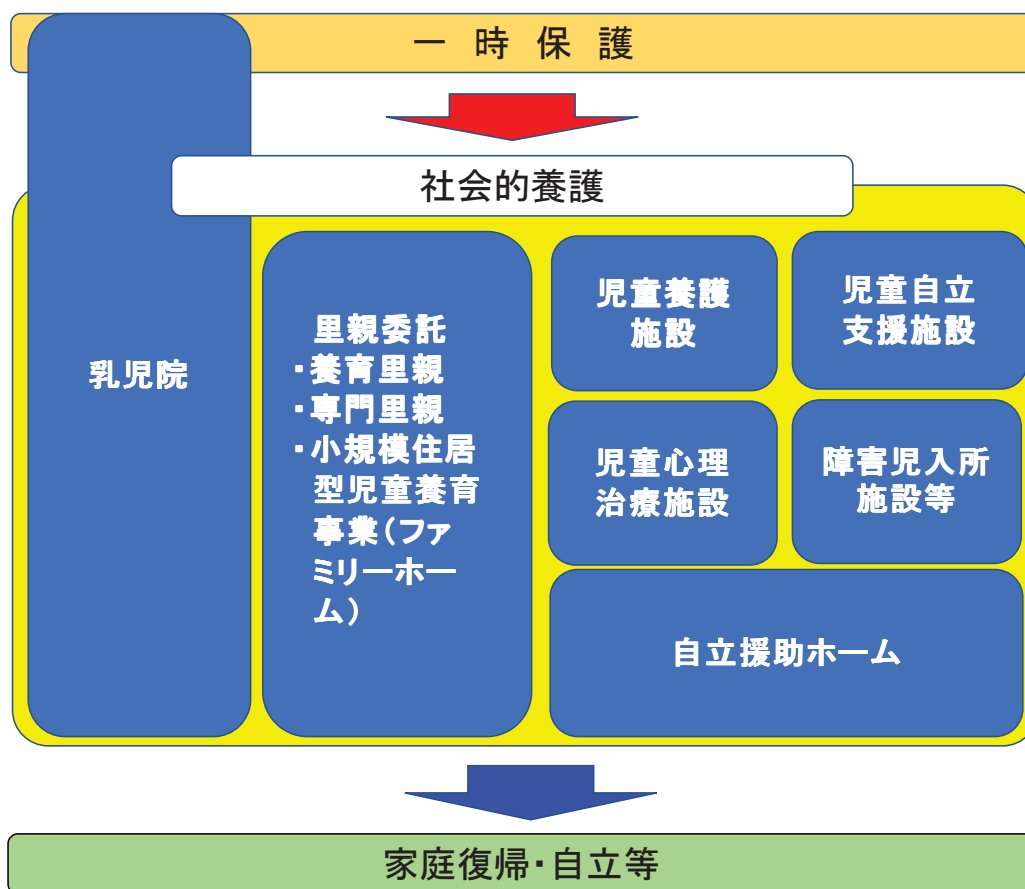
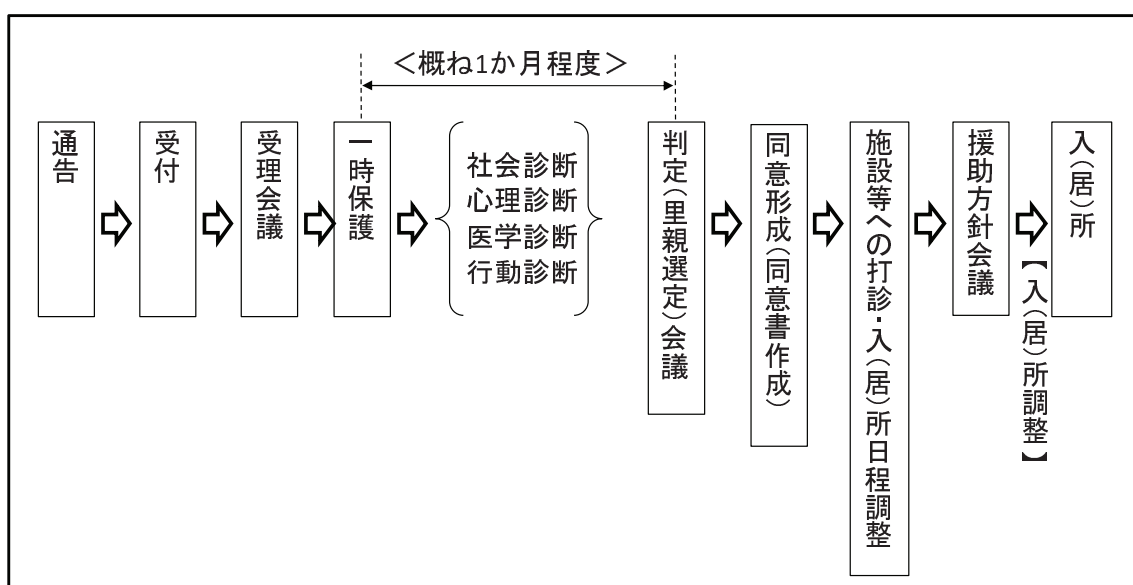


図2 社会的養護に至るまでの児童相談所における手続の流れ



2 社会的養護に係る諸手続と市町村の関わり

社会的養護が適用され里親委託や施設入所となる場合、住民票異動や各種手当の変更手続等が必要になる。本節では、家庭養護と施設養護に分けて必要な手続内容について説明するが、実際の手続を行うにあたっては、措置内容に基づいて市町村が対象の子どもの世帯を支援することが必要である。

(1) 家庭養護

家庭養護とは、社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をすることであり、里親やファミリーホームがこれにあたる。

表1 里親の種類と対象児童

種類	養育里親	親族里親		
		専門里親	養子縁組里親	
対象児童	要保護児童	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ・当該親族里親に扶養義務のある児童 ・児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと

表2 ファミリーホームの養育者及び補助者の要件等

	要件等
養育者及び補助者 (児童福祉法施行規則第1条の14、第1条の31)	・ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業を行う住居)には、2人の養育者及び1人以上の補助者(養育者が行う養育について養育者を補助するものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。なお、この2人の養育者は、一の家族を構成しているもの(夫婦であるもの)とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。 ・養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。 ・養育者は、次の(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、(オ)に該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者 (イ) 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者 (ウ) 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等において児童の養育に3年以上従事した者 (エ) (ア)から(ウ)までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者 (オ) 児童福祉法第34条の20第1項各号の規定(里親の欠格事由)に該当しない者
--	--

① 措置委託開始時・解除時に必要な手続

- ・ 転出・転入手続（住民票異動等必要な手続）
- ・ 国民健康保険に係る手続（国民健康保険加入の場合）
 - ※委託開始時、委託先の里親やファミリーホームが他市町村にある場合は、遠隔地保険証の発行が必要
- ・ 各種手当（児童手当、児童扶養手当等）に係る手続（振込先の変更や保護者の受給資格喪失手続等）
- ・ 転校等に係る手続（児童が在籍する保育園等、小・中学校の変更が必要な場合）
- ・ 子育て支援医療証に係る手続等、各市町村で必要なその他手続

② 里親登録手続に関する市町村の関わり

里親については事前の登録が必要であり、各市においては、里親登録希望者から申請があった場合、「山形県里親認定登録取扱要綱」に基づいて所要の調査を行ったうえで、必要書類を取りまとめて管轄の児童相談所に提出する必要がある（町村については所管する総合支庁が実施）。

○山形県里親認定登録取扱要綱

(養育里親の認定登録申請)

第2条 養育里親として、知事の認定及び登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、細則第3条第28号に定める申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類のほか、里親研修受講申込書(様式第1号)を添え、住所地を所管する各総合支庁長あてに提出するものとする。ただし、市に住所地がある者にあつては、当該市の福祉事務所長あてに提出するものとする。

- (1) 申請者及び同居人の履歴書(様式第2号の1)
- (2) 申請者及び同居人の所得証明書又はそれに代わるもの
- (3) 申請者及び同居人の欠格事由に関する申立書(様式第2号の2)
- (4) 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込であることを証する書類(修了する見込みを証する書類については、里親研修受講申込書をもって代えることができる。)
- (5) その他知事が必要と認めた書類

(養育里親認定登録申請の進達)

第3条 前条の規定により申請を受けた総合支庁長及び市の福祉事務所長は、記載事項及び内容を審査し、必要事項を調査のうえ家庭調査書(様式第3号の1)を作成し、申請書及び添付書類と併せて所管する児童相談所長に進達するものとする。

(養子縁組里親の認定登録申請)

第20条 養子縁組里親として、知事の認定及び登録を受けようとする者は、申請書に第2条で規定する書類を添え、住所地を所管する各総合支庁長あてに提出するものとする。ただし、市に住所地がある者にあつては、当該市の福祉事務所長あてに提出するものとする。

(準用)

第21条 第3条から第10条の規定は、養子縁組里親に係る認定登録及び更新登録の手続について準用する。この場合において、「養育里親」とあるのは「養子縁組里親」と読み替えるものとする。

(専門里親の認定及び登録申請)

第23条 専門里親研修を修了した者は、専門里親として知事の認定及び登録を受けることを希望する場合は、申請書に第2条で規定する書類(養育里親研修を修了したこと又は修了する見込であることを証する書類は除く)のほか、専門里親研修を修了したことを証する書類を添え、住所地を所管する各総合支庁長あてに提出するものとする。ただし、市に住所地がある者にあつては、当該市の福祉事務所長あてに提出するものとする。

2 前項の申請は、専門里親研修修了後2年以内にしなければならない。

(専門里親認定登録申請の進達)

第24条 前条の申請を受けた総合支庁長及び市の福祉事務所長は、記載事項及び内容を審査し、必要事項を調査のうえ家庭調査書(様式第3号の1)を作成し、申請書及び添付書類と併せて所管する児童相談所長に進達するものとする。

山形県里親認定登録取扱要綱 様式第1号

<u>里親研修受講申込書</u>			
山形県知事 殿		年 月 日	
申込者氏名		(記名押印又は署名)	
<p>里親になることを希望しますので、児童福祉法施行規則（平成21年厚生労働省告示第225号）第1条の34（第1条の38）に定める養育里親（養子縁組里親）研修の受講を申込みます。</p>			
記			
研修の種別	1 基礎研修	2 登録前研修	
住 所	(郵便番号 —)		
氏 名	(ふりがな)		
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	
連絡先	電話番号 (—)		
研修科目の免除	免除を希望する科目等		
	免除理由	(例) □□□として□□□に(通算)□年勤務したため。	
	施設又は事業所名	業務期間	
		年 月 日～	年 月 日
		年 月 日～	年 月 日
		年 月 日～	年 月 日
	合計	通算 年 ヶ月	
※児童相談所 記載欄	免除 科目	基礎研修 (□講義・実習、□実習、□個別科目 ()) 登録前研修 (□講義・実習、□実習、□個別科目 ()) ※免除する科目等に☑を付けること。	

- 注 1 養育里親（養子縁組里親）研修受講申込書は、個人ごとに提出してください。
- 2 養育里親（養子縁組里親）の認定を受ける場合は、「基礎研修」と「登録前研修」の両方を受講することが必要です。
- 3 次の資格等を有し3年以上児童福祉事業に従事した方は、基礎研修を免除されるほか、認定前研修の実習が免除されます。（勤務先の実務経験証明書の添付が必要）
 児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司、医師、保健師、助産師、看護師、教員、家庭裁判所調査官、少年院教官

里親認定申請の受理担当の方へ

「養育里親研修受講申込書」は、研修修了証又は研修修了見込み証に代わるものです。
 受講者の住所地を管轄する児童相談所に、速やかに郵送をお願いします。

郵送先	〒990-0031 山形市十日町一丁目6-6	
	中央児童相談所	TEL:023-627-1366
	〒997-0013 鶴岡市道形町4-9-6	
	庄内児童相談所	TEL:0235-22-0790

山形県里親認定登録取扱要綱 様式第2号の1

履 歴 書

年 月 日現在

写真を貼付すること

ふりがな	
氏 名	
年 月 日生 (満 歳)	※ 男・女

1. 縦 36～40mm
- 横 24～30mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

ふりがな	電話
現住所 〒	

項 目	記 入 欄
卒業小・中学校名	
その後の学歴（学校名・学科名等及び卒業年）	
職 歴	
現在の職業・職種	
勤 務 先	
勤 務 内 容	
勤 続 年 数	
資 格	
趣 味 ・ 嗜 好 品	
既 往 歴 ・ 手 術 等	
欠格事由該当の有無	有（①・②・③・④ 該当に○） ・ 無

※欠格事由

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（※1）で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

山形県里親認定登録取扱要綱 様式第2号の2

里親登録に関する申立書

山形県知事 殿

住 所

(里父) 氏名 ㊟

(里母) 氏名 ㊟

(同居人) 氏名 ㊟

(同居人) 氏名 ㊟

(同居人) 氏名 ㊟

(里親希望者と同居している成人で、委託児童の養育に関係する者に限る。)

児童福祉法第34条の20に定める次の欠格事由のいずれにも該当しないことに相違ありません。

記

欠格事由

本人又はその同居人が次のいずれか（同居人については（1）を除く）に該当する者は、里親と
なることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの
者
- (3) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に
関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの
の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる
までの者
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行っ
た者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

山形県里親認定登録取扱要綱 様式第3号の1

家庭調査書（福祉事務所・総合支庁の調査）

現住所	電話番号							特記欄
氏名	里父についての事項			里母についての事項				
生年月日(年齢)								
健康状態								
職業								
履歴 (結婚歴)								
里親の家族	氏名	生年月日 (年齢)	性別	続柄	職業 (就学状況)	健康	養育に対する理解	
家庭内の雰囲気								
養育に関する理解度								
里親申出動機								
養育の方針								
家計及び試算 の状況	前年における家計状況		前年度の課税状況		資産状況			
	総収入 円	総支出 円	所得税 円	住民税 円	宅地 m ² 山林 m ²	家屋 m ²		
					その他の動産・不動産		田 m ² 畑 m ²	
住居の状況	(一戸建て・アパート)、(平屋・二階建等)、(自家・貸家・間借り等)、室数() 室							
環境	上水()、下水()、採光()、通風()、小学校等()、通院等() その他自然環境等							
近隣の評判社会的信用等								
担当児童委員の意見							児童委員氏名 ()	
希望する受託児童				希望する受託期間				
經由福祉事務所等の調査所見							福祉事務所長（又は総合支庁長）の意見 年 月 日 福祉事務所長（又は総合支庁長）	
	調査者 職名 氏名							

添付書類（1）健康診断が必要と思われるときは、保健所、病院又は診療所の健康診断書

(2) 施設養護

施設養護とは、社会的養護が必要な子どもを、児童養護施設等の施設で養育することであり、乳児院や児童養護施設、障害児入所施設等がこれにあたる。

○社会的養護関係施設と入退所の際に必要な手続

区分	県内該当施設	施設概要
乳児院	鶴岡乳児院	乳児（特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて養育し、退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童自立支援施設	朝日学園	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
【入退所時に必要な手続】 <ul style="list-style-type: none"> 各種手当（児童手当、児童扶養手当等）に係る手続（振込先の変更や保護者の受給資格喪失手続等） その他各市町村で必要な手続 		
児童養護施設	山形学園 寒河江学園 双葉荘 興望館 七窪思恩園	保護者のない児童（特に必要がある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
児童心理治療施設	なし （参考）県外の施設 青森おおぞら学園（青森） ことりさわ学園（岩手） 小松島子どもの家（宮城）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に

		適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
福祉型障害児入所施設	最上学園 やまなみ学園 鳥海学園	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与に係る支援を目的とする施設
医療型障害児入所施設	こども医療療育センター	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療に係る支援を目的とする施設
<p>【入退所時に必要な手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転出・転入手続（住民票異動等必要な手続） ・ 国民健康保険に係る手続（国民健康保険加入の場合） ※入所時、入所施設が他自治体にある場合は、遠隔地保険証の発行が必要。 ・ 各種手当（児童手当、児童扶養手当等）に係る手続（振込先の変更や保護者の受給資格喪失手続等） ・ 転校等に係る手続（児童が在籍する保育園等、小・中学校の変更が必要な場合） ・ 子育て支援医療証に係る手続その他各市町村で必要な手続 		
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	みどりヶ丘	義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない施設退所者等が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて当該援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業
<p>【入退所時に必要な手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転出・転入手続（住民票異動等必要な手続） ・ 国民健康保険に係る手続（国民健康保険加入の場合） ※入所時、入所施設が他自治体にある場合は、遠隔地保険証の発行が必要。 ・ 各種手当（児童扶養手当等）に係る手続（保護者の受給資格喪失手続等） ・ その他各市町村で必要な手続 		

(3) その他の市町村支援について

上記(1)、(2)の手続の他、市町村は以下のような支援について児童相談所等の関係機関と連携・検討する必要がある。

- ・対象世帯の状況（保護者の精神疾患、世帯の貧困、ひとり親等）に応じた各種福祉、子育て支援サービス等の適用及び医療機関への受診勧奨等
- ・自立支援医療や障がい福祉サービス等対象児童が家庭復帰や独立・自立生活を送るために必要な支援の適用

<主な参考文献>

- 1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課（2013 改正）「子ども虐待対応の手引き」
- 2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（2017）「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）
- 3 山形県子ども政策室子ども家庭課（2010）「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」
- 4 愛知県（2015）「市町村向けあいち子どもの虐待対応マニュアル」
- 5 西澤哲（2015）「消えた子どもの実態とその背景」, 『子どもの虐待とネグレクト』第 17 巻第 1 号, P9～15, 一般社団法人 日本子ども虐待防止学会

市町村のための子ども虐待対応マニュアル
平成30年3月改訂

編集・発行

山形県子育て推進部

子育て推進部子ども家庭課
山形県中央児童相談所
山形県庄内児童相談所